

新型コロナウイルス等感染防止対策を考慮した

「避難所の開設と運営」および「避難行動」

本市では、東日本大震災の発生直後に法定地域防災計画を抜本的に見直し、災害発生時または災害が予想される事態において、市民一人ひとりがより安全な場所や施設へ率先避難できるよう、避難施設や避難所運営マニュアルの整備と、市民主体の避難所開設訓練を行ってきました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの世界的感染拡大を踏まえ、

- ① 感染リスクに対応した避難所の開設と運営
 - ② リスクを回避するための自主避難行動 について、
- 早急に追加する必要が求められました。

そこで、以下にその追加案をお示しいたしますので、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

はじめに 「減災力の強いまちづくり」について

大規模自然災害の発生では、市役所・消防・警察等の公的職員も被災します。
そのため、

- 1 自分の命と財産は自分で守り ⇔ 「自助の力」
 - 2 自分が助かったならば人を助け、しばらくみんなで凌ぐ ⇔ 「共助の力」
- が、必要とされます。

本市においては、「減災力の強いまちづくり」を掲げ、各地区の減災力向上への取り組みや訓練、また、地域減災リーダーの育成等を進めてきました。

中でも、東日本大震災を教訓に、市民が避難所をどのように開設し、運営していくかを「避難所運営マニュアル」に具体的に示し、さらに令和元年10月の台風19号の教訓から、市民編と職員編に分けた改定をしております。

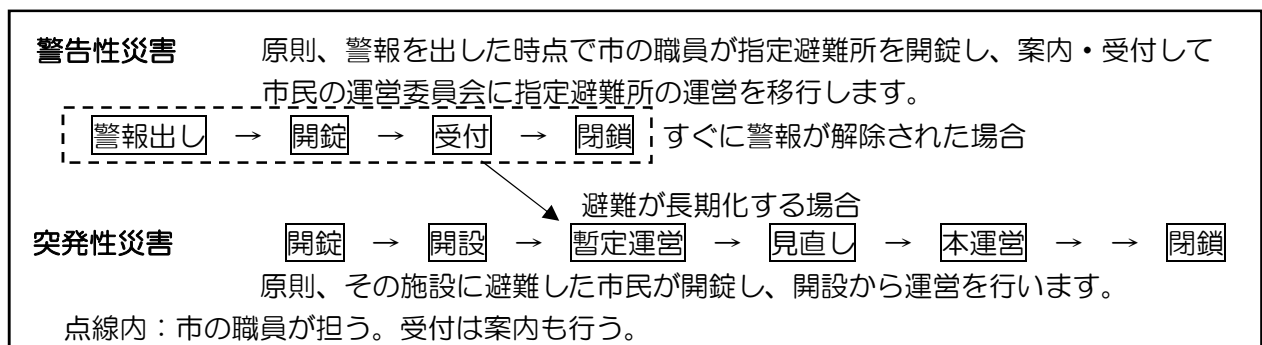
【避難所運営の主体「荳崎市避難所運営マニュアル 市民編から」】

原則、指定避難所は開錠から閉鎖まで、地域防災計画に示された、緊急時にその施設を利用する市民が主体となって運営する。

ただし、警告性災害が予想され「避難勧告」または「避難指示」が出る事態となった場合は、市職員を指定避難所に配置して開錠・開設する。

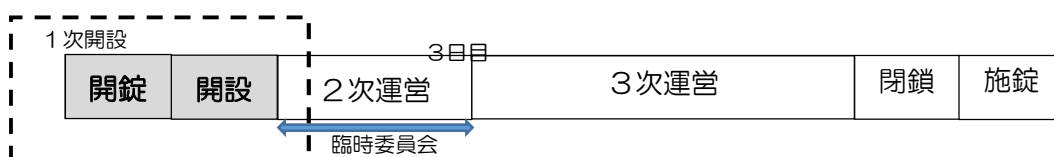
【避難所運営の流れ「荳崎市避難所運営マニュアル 職員編から」】

自然災害は、地震のように突然に起きる**突発性災害**と、大雨や大雪のように市から警報の出る**警告性災害**に大別され、この災害種で指定避難所の最初の運営に違いがあります。



(注) 開設は、要配慮者を優先した施設利用で、パニックやトラブルやストレス（PTＳ）を最小限にとどめる目的のルールで行われ、これが「緊急時施設利用合意書」の1次開設に明記されている。

【時間経過と避難所運営「荳崎市避難所運営マニュアル 市民編から」】



点線内：施設利用合意書にある。

以下、ウィルス感染レベルが2（身体的距離2m、諸活動は自粛が望まれる）の中で市民に避難が求められる事態を想定して、市の対応（事前、事後）と市民の対応（事前、事後）を考察し、地域防災計画や関連マニュアルに反映させるものです。

1 避難先の過密状態の回避

水害による浸水や地震による家屋倒壊などの危険性がない場合は、感染リスクの低い自宅や親族宅など、少人数・個別空間での分散避難を優先します。

また、避難所でも避難者を分散させる必要があります。

(1) 避難先の分散化

市	① より多くの施設に分散避難できるよう避難先の拡大を図る。 - ア 協定施設、旅館・ホテル、学校（教室）などへの協力依頼 - イ 新たな協力依頼先等での必要な体制などの整備 ・ソフト面：開設手順と避難所運営スタッフ配置の確立 ・ハード面：必要物資、資材供給等の事前配備 ② 市民に向けた対応を図る。 - ア 分散避難方法（選定フローと緊急時避難予定先カード）の導入と普及啓発 - イ 感染レベル警報の周知徹底と発信
市民	① 感染レベルの警報を理解する。 ② 平時から世帯ごとに、分散避難先を決めておく。 ③ ②の分散避難先は、世帯ごとに「緊急時避難予定先カード」【別紙1】に記入し、地区で管理運営する。 ④ 避難先の検討は、「避難先選定フロー（感染防止対応）【別紙2】」により、自身や家族の安全を確保できる場所を選択する。

(2) 避難所内の避難生活スペースの確保

市	① ソフト面：感染リスク回避の方法を確立する。 - ア 感染が疑わしい避難者の隔離スペースの確保 - イ 「案内」で救護衛生班による体調チェックと隔離スペースへの誘導 - ウ 隔離スペースでのサポート体制の確立 - エ 一般避難生活スペースの体調変化者の隔離スペースへの誘導手順の確立 ② ハード面：感染リスク回避の備品等を整備する - ア スタッフ用感染予防グッズの整備（マスク、手袋、フェイスシールド等） - イ 感染防止の衛生用品の整備 - ウ 隔離スペース等で使用する段ボールの仕切りやベッドの整備 - エ 一般避難生活スペースで使用する仕切りの段ボール、ワンタッチドーム型テントの整備
市民	① 家族間でグループをつくり、周囲と距離をとる。 ② 自宅にワンタッチドーム型テントがあれば、避難時に持参する。 ③ 感染の疑いがある場合、隔離スペースに移る。 ④ 避難した医療関係者（医者、看護師等）は、可能な範囲で隔離スペースの支援スタッフに加わる。 ⑤ 地域減災リーダーは、積極的に運営スタッフに加わる。

2 避難所内での感染防止対策

避難所内においては、予防の環境を整えるとともに、避難者や避難所運営スタッフが感染しない行動を取ることや、感染させない気配りをすることが非常に重要です。

(1) 衛生管理・感染防止

市	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されている場合（警告性災害） ア 次に示す「市民の行動」について、率先して行動するとともに、状況に応じた指示や協力を求める。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけやチラシを掲示する。 ② 感染性廃棄物を廃棄する場合、医療廃棄物専門業者と協議するなど、指定避難所内での衛生管理や感染防止について、避難所運営マニュアルに明記し、市民への周知を徹底する。 ③ 受付時の混雑による感染を防ぐため、避難者名簿、問診票などは事前に各戸配付やホームページに掲載し、避難する際は、持参するよう周知する。
市民 親族や知人宅などに避難する場合も、同様に行いましょう。	【指定避難所内での衛生管理と感染防止策】 ① 換気の実施 ア 可能な限り定期的（１時間に１回１０分程度）に換気を行う。 イ 窓を開け、窓の方向に扇風機を向けて空気を循環させる。 ② 消毒（清掃）の実施 出入口やトイレ等のドアノブ、洗面所、居住スペース、床などの共有部分のほか、物品等も頻繁に消毒（清掃）する。 ③ 手指消毒液の設置 出入口、トイレ、洗面所などに複数設置する。 ④ 手指消毒液の活用や手洗いの励行、咳エチケットなどの徹底 チラシの掲示や、定期的なアナウンスを行う。 ⑤ 感染性廃棄物の処理 感染性廃棄物は、医療廃棄物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前に市が取り決めた手順に従う。 ⑥ ゴミの処理 ア 足踏み式やふたができるゴミ箱などを利用する。 イ 使用済みマスク等、全て密閉して廃棄する。 ⑦ 避難所運営スタッフの安全対策 ア 本部や相談窓口などに飛沫防止ビニールシートを設置する。 イ マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドなどを着用する。 ウ 必要に応じ、防護服等を着用する。 エ 基本的な対策等について、事前に訓練して理解する。 【指定避難所に持参したいもの】 ① 普段家庭内にある衛生用品 マスク、石けん、体温計、タオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、スリッパ（上履き）、ゴミ袋、靴などを入れる大きめのビニール袋など ② その他、各家庭で持参したい衛生用品 アルコール消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋、汚物用ポリ袋・凝固剤など 【飛沫感染対策】 ア 向かい合わせではなく背を向けて座る。 イ 横並びで座る。 ウ 向かい合っでの会話や大声を出すことは控える。 エ 間仕切り段ボール【別紙３】やテントを設置する。

(2) 健康管理

市	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されている場合（警告性災害） ア 次に示す「市民の行動」について、率先して行動するとともに、状況に応じた指示や協力を求める。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけやチラシを掲示する。 ウ 保健師や看護師による定期的な巡回を行う。 ② 問診票などの健康チェック表の整備
市民	① 健康チェック表の運用 ア 避難所運営スタッフの検温、手指消毒のほか問診票【別紙4】により、健康状態を確認する。 イ 避難者の受け入れ時は、検温と手指消毒のほか問診票（持参なしの場合）により、健康状態（基礎疾患の有無を含め）を確認する。 ウ 避難中も、避難者や避難所運営スタッフの健康状態を確認し、必要に応じて検温と問診を実施する。 エ 高齢者や基礎疾患のある方は、重症化するリスクが高いため、健康状態の確認を徹底する。 （基礎疾患等の個人情報の取り扱いには十分留意する。） ② 避難所運営スタッフへの報告、申し出 ア 体調不良時の申し出【別紙5】 ● 軽い風邪症状（微熱・咳）が続いている。 ● 強いだるさ（倦怠感）がある。 ● 息苦しさ（呼吸困難）がある。 ● 普段の生活では感じない身体の不調がある。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけ

3 物資、資材等

物資、資材等の必要数を把握し、可能な限り整備するとともに、準備状況をリスト化する。

市	① 基本的な感染防止対策用	・ 消毒液（除菌、清掃用） ・ 手指消毒液 ・ マスク ・ 石けん、ハンドソープ ・ 除菌シート ・ 飛沫防止ビニールシート
	② 避難者等健康管理用	・ 非接触型体温計 ・ 電子体温計 ・ 血圧計 ・ 換気用大型扇風機
	③ 避難所運営スタッフ防護用	・ 使い捨て手袋、フェイスシールド、 ・ 防護服
	④ 避難スペース確保用	・ 間仕切段ボール ・ ダンボールシート ・ 屋内避難生活用テント

4 体調が不良な避難者への対応

発熱や咳などの体調を崩す避難者が出た場合について、事前にその際の対応を整備しておく。

市	① 医療機関に対し、発熱、咳等の症状が出た避難者の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察や相談が受けられるよう、協力体制を構築する。 ② 発熱者等が出た場合は、症状等を医師に連絡、相談し、必要に応じて診察を受けさせる発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。 ③ 新型コロナウイルス感染の疑いがある者が発生した場合に備え、中北保健所と連絡体制を整備する。 ④ 当該者に係る隔離方法や世話をする職員等の防護体制のほか、その他の避難者に係る対応方法等を保健所と協議する。 ⑤ 速やかに専用スペースに移し措置を講じる。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合（突発性災害） - ア 災害対策本部にその旨を伝え、指示を受ける。 - イ 災害対策本部に連絡できない場合は、しばらく避難所内で対応する。 - ウ 速やかに専用スペースに移し措置を講じる。

5 感染者が発生した場合の対応

万が一感染者が発生した場合をについて、事前にその際の対応策を整備しておく。

市	① 軽症の場合であっても、避難所での滞在は適正ではないため、中北保健所と事前に協議し、別の避難先、移送方法、移送する際の役割分担や手順などをあらかじめ決めておく。 ② 移送後は保健所と連携し、消毒方法やその範囲、濃厚接触者の有無やその対応について協議する。 ③ 濃厚接触者対応についても、あらかじめ整備しておく。 ④ 移送先などが決定するまでの間は、専用スペースで措置を講じる。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合（突発性災害） - ア 災害対策本部にその旨を伝え、指示を受ける。 - イ 災害対策本部に連絡できない場合は、しばらく避難所内で対応する。 - ウ 移送先などが決定するまでの間は、専用スペースで措置を講じる。 - エ 濃厚接触者がいる場合は、濃厚接触者の専用スペースを設置する。

6 閉鎖時の対応

万が一感染者が発生した場合などを想定し、閉鎖時の対応等を協議しておく。

市	① 閉鎖時の清掃や消毒の方法について、感染者が出た場合の対応などを、事前に施設管理者と取り決めておく。 ② 感染性廃棄物は、医療廃棄物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前にその取り決めを行う。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合は、災害対策本部の指示に従う。

緊急時避難予定先カード

【別紙1】

ウイルス感染が懸念される事態で、大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合の 緊急時避難予定先カード（令和2年版 説明文）

令和元年度末～2年度にかけての新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、避難所においても感染防止対策として3密（密集、密接、密閉）を回避する必要があります。

しかしながら、指定避難所の利用スペースには限りがあるため3密が起きやすく、各家庭が事前に決めたより安全な親戚宅・友人宅・職場などに分散避難していただくことで、指定避難所内での感染リスクを抑えることができます。

そこで韮崎市は、

- ① ウイルス感染が懸念される事態の中で、
- ② 大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合

市が指定した避難施設以外に避難を予定する家庭は、本カードの裏面（家庭控）と提出用にそれぞれ避難先等をご記入いただき、地区内での分散避難の管理運営を考えています。

なお、①②の事態での避難行動で、市が指定した避難施設に向かうと決めているご家庭は、提出する必要はありません。

提出期限：令和2年7月20日までに、各班長にお届けください。



※【記入欄：ウイルス感染が懸念される事態での、あなたの家庭の避難予定先】

世帯主名	携帯電話番号
平常時居住者数	人 うち 要配慮者数
第1優先避難先	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館
その他は記入してください	その他の施設(名称:)
第2優先避難先	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館
その他は記入してください	その他の施設(名称:)

（注1）別紙「避難先選定フロー」を参考にしてください。

（注2）「要配慮者」とは、自力での避難行動が難しい高齢者や病人、妊婦などをいいます。

（注3）あくまでも本情報は予定です。実際に災害が起きた場合・起きそうな場合は、各家庭の判断で適切な避難行動をとってください。

説明文の裏

2枚目

※【記入欄：ウイルス感染が懸念される事態での、あなたの家庭の避難予定先】

世帯主名	携帯電話番号
平常時居住者数	人 うち 要配慮者数
第1優先避難先	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館
その他は記入してください	その他の施設(名称:)
第2優先避難先	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館
その他は記入してください	その他の施設(名称:)

（注1）別紙「避難先選定フロー」を参考にしてください。

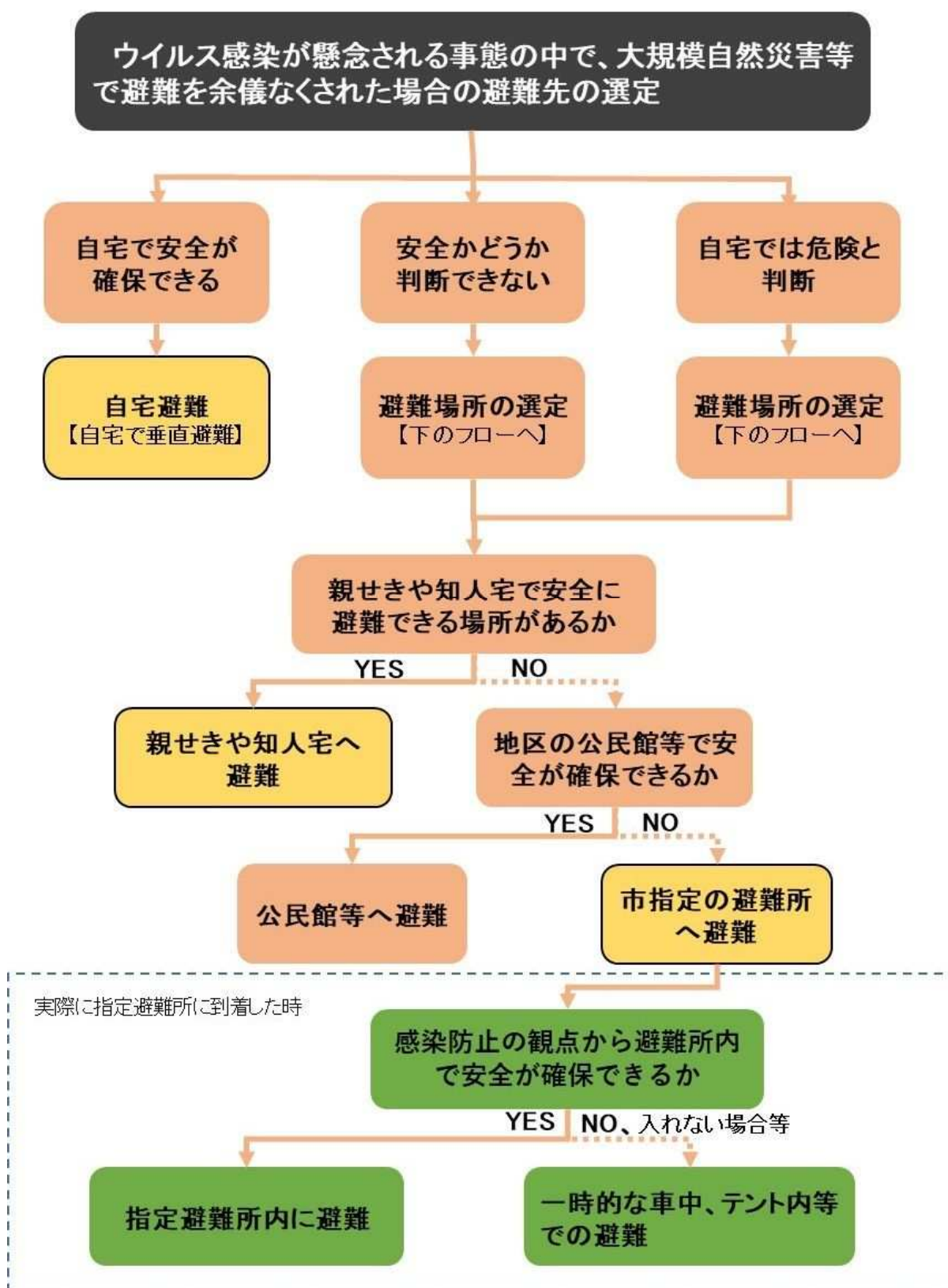
（注2）「要配慮者」とは、自力での避難行動が難しい高齢者や病人、妊婦などをいいます。

（注3）あくまでも本情報は予定です。実際に災害が起きた場合・起きそうな場合は、各家庭の判断で適切な避難行動をとってください。

区では、別紙様式1の「避難先選択フロー」を参考に、区民に対して平時にこの調査を行い、区民の名簿や避難行動要支援者名簿・マップ等に記録します。

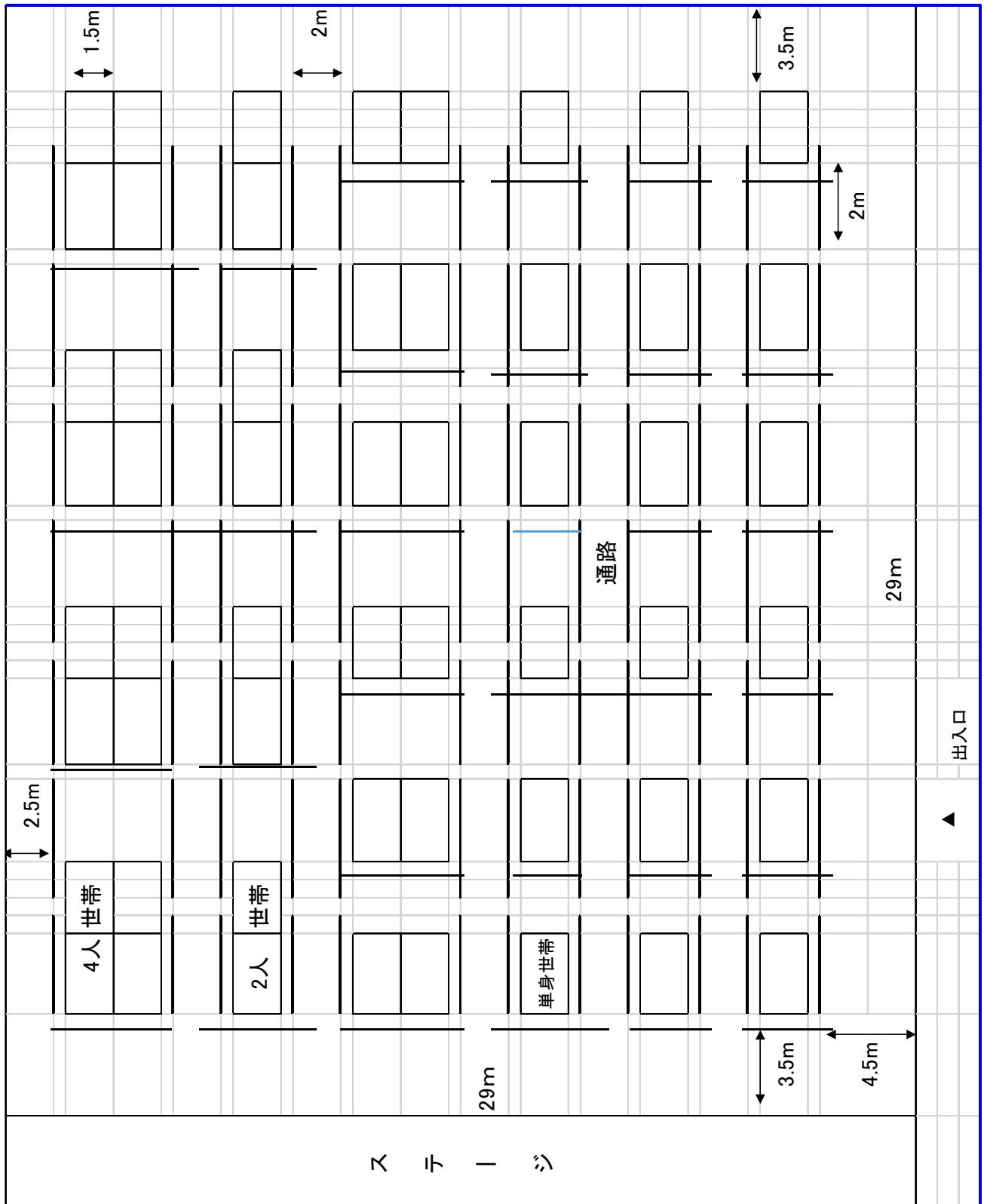
■避難先選定フロー（感染防止対応）

【別紙2】



■避難所イメージ図（感染防止対応）【別紙3】

ウィルス感染が懸念される事態の中で、不特定多数が避難生活を送る場合の、避難スペースの確保例



(注) 避難世帯状況、避難者数により、本レイアウトを変更し、臨機応変に対応する。

問診票

【別紙4】

受付番号 _____

記入日時 令和 年 月 日 時 分

体温 _____ 度 _____ 分

氏 名 _____ 年齢()

性別 _____ 男 _____ 女

連絡先 _____ - _____

車両ナンバー _____

あてはまるものの数字に○をつけてください。

＜現状＞

1. 妊娠している
2. 通院している(通院理由: _____)(基礎疾患)
3. 日常的に薬を服用(薬名: _____)
4. 該当なし

＜濃厚接触の有無＞

1. 新型コロナウイルス感染患者との接触があった
2. 最終接触時期: 令和 年 月 日頃
3. 該当なし

＜2週間以内の行動歴＞

1. 県外に出かけていた(訪問先: _____)
2. 県外から帰省・来訪された方との交流があった
(_____ から帰省・来訪した _____) 例(東京から帰省した息子)
3. 海外から帰国(訪問先: _____)
4. 該当なし

＜症状＞

1. 熱がある(_____ 日前から _____ 度程度)
2. 風邪のような症状などがある
(該当するものに○: 咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他 _____)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. 寒気、関節痛、筋肉痛などがある
6. からだにぶつぶつ(発疹)が出ている<口 かゆみや痛みがある>
7. 唇や口の周りにぶつぶつ(発疹)が出ていて、痛みがある
8. 下痢便(水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便等)が出た
9. 吐いた、または吐き気がする
10. おなかが痛く、便に血がまざっている
11. 目が赤く、目やにが出ている
12. 味覚、臭覚障害がある
13. その他(_____)
14. 該当なし

体調不良時の申し出

【別紙5】

次の症状がある時は、すぐに避難所運営スタッフにお知らせください！！

1. 熱がある
2. 風邪のような症状がある
(咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. インフルエンザのような症状がある
(寒気、関節痛、筋肉痛など)
6. 咳があり、血痰がでる
7. からだに発疹が出ている
(かゆみや痛みがある)
8. 口の回りに発疹が出ていて、痛みがある
9. 下痢便が出た
10. 吐いた、または吐き気がある
11. 腹痛があり、便に血がまざっている
12. 目が充血し、目やにが出ている
13. 味覚、嗅覚障害がある

